

計算書類に対する注記(特別養護老人ホーム福岡福福の里拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1)有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・債券は保有していない。
- (2)固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- (3)引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—退職金規程による金額を積立している。
 - ・賞与引当金 —特に積立金は計上せず、事業収益により支払っている。

2. 重要な会計方針の変更

平成31年1月開設であり、新会計基準となっている。

3. 採用する退職給付制度

退職金規程に基づき法人内で資金留保し積立を行っている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1)特別養護老人ホーム福岡福福の里拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式
第3号第4様式)
- (2)拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸)) ア 特別養護老人ホーム福岡福福の里
- (3)拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹)) ア 特別養護老人ホーム福岡福福の里

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	22,000,000	0	0	22,000,000
建物	821,963,383	0	21,510,868	800,452,515
合計	843,963,383	0	21,510,868	822,452,515

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

基本金は有していない、国庫補助金等特別積立金1,376,000円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	22,000,000円
建物(基本財産)	800,452,515円
計	822,452,515円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	601,657,000円
計	601,657,000円

計算書類に対する注記(特別養護老人ホーム福岡福福の里拠点区分用)

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	22,000,000	0	22,000,000
建物(基本財産)	827,341,100	26,888,585	800,452,515
器具及び備品	40,019,184	8,425,663	31,593,521
リース資産	16,963,200	3,901,921	13,061,279
その他の固定資産	28,098,660	7,492,972	20,605,688
合計	934,422,144	46,709,141	887,713,003

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	41,462,444		41,462,444
合計	41,462,444		41,462,444

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

11. 重要な後発事象

「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

基本財産の建物についての減価償却期間は39年とした。

国庫補助金等特別積立金の取崩期間は39年とした。